

意見提出者	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
1. 項目	電子署名法における利用者の真偽の確認の方法
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>民間では、法人内で利用する組織長印（など）の電子版として、認定認証業務が発行する電子証明書を活用している。</p> <p>認定認証業務が発行する電子証明書の利用申込には、利用者の真偽の確認のために、利用者（組織長など）個人の、公的機関が発行する個人情報をも証明する書類（住民票の写し、戸籍の謄本若しくは抄本、登録原票記載事項証明書の提出、及び、利用申込と同時にを行う方法としては印鑑登録証明書の提出、個人実印の押印）が必須となっている。</p> <p>法人内での利用に関わらず、公的機関が発行する個人情報を証明する書類の提出が必須であることが、法人での利用促進を阻んでいる。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第五条
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	法人利用に係る電子証明書の利用申込における利用者（組織長など）の真偽の確認は、住民票の写し等の公的機関が発行する個人情報を証明する書類に依らず、登記事項証明書等にて証明される法人代表者が、文書で証明する方法にすべきである。